に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書	（大気汚染防止法第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書
大気汚染防止法第二条第十四項の水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）を設置する場合は、水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書	大気汚染防止法第二条第十三項の水銀排出施設を設置する場合は、水銀等（同条第十二項に規定するものをいう。以下同じ。）に関する説明書
騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、騒音に関する説明書	［同上］
水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質貯蔵指定施設」という。）を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書	水質汚濁防止法第五条第三項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は、有害物質貯蔵指定施設に関する説明書
振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第三条第一項の規定により指定された地域内に同法第二条第一項の特定施設を設置する場合は、振動に関する説明書	［同上］
ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項の特定施設を設置する場合は、ダイオキシン類に関する説明書	［同上］